

座間市教育委員会 8月定例会会議録

1 開 会 日 令和5年8月16日(水)

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 馬場 悠男 委員 鈴木 義範
 委員 有山 周一

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 就学支援課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真
 教育指導課長 下斗米 淑子 教育研究所長 石田 正行
 生涯学習課長 吉野 芳絵 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主事補 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午前9時32分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	42	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
2	43	座間市立市民文化会館の指定管理者の指定について	生涯学習課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	10	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前9時45分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日は、北村委員から欠席の連絡を受けておりますが、在任委員に教育長を含めた人数の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、会議は成立するものといたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は 8 月 16 日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により、会議録署名委員に有山委員と馬場委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 7 月 25 日 (火) 教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

7 月 26 日 (水) 地区小・中学校教育課程研究会 (～27 日)、教育長視察です。

同日、スマーナ市訪問団フェアウェルパーティー、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員出席です。

7 月 27 日 (木) 市学校施設適正化方針検討委員会、教育長出席です。

7 月 29 日 (土) 相模が丘地区夏まつり、教育長出席です。

7 月 30 日 (日) 市消防団消防操法大会、教育長見学です。

8 月 1 日 (火) 音のびっくり箱、教育長見学です。

同日、ひまわりがつなぐコンサート～ウクライナの音楽に触れてみよう～、教育長出席です。

8 月 2 日 (水) 教育研究所研究発表会・教育講演会、教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員出席です。

同日、市長表敬訪問 (馬場寿名さん、相模中学校 3 年生、陸上部、200 メートル走、関東・全国大会出場)、教育長出席です。

8 月 5 日 (土) 郷土講演会「座間周辺における鉄道敷設のあゆみと地域」、教育長出席です。

8 月 7 日 (月) 海老名市立今泉小学校増築校舎視察、教育長出席です。

同日、県市町村教育長会連合会幹事会、教育長出席です。

同日、県市町村教育委員会連合会役員会(オンライン)、教育長職務代理者出席です。

8月11日（金）市ひまわりまつり開会セレモニー、教育長出席です。

木島教育長 以上でございます。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。
2ページの議事運営要領を御覧ください。報告第10号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、報告第10号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。
それでは、議案第42号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

（安藤部長 挙手）

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料4ページを御覧ください。

提案理由は、令和5年度座間市一般会計補正予算について提案するものです。

5ページは、市長からの意見聴取の文書です。補正予算の内容につきましては、6ページに記載しております。6ページを御覧ください。

それでは、歳入について御説明します。6ページ、No. 1の社会教育施設整備事業債は、図書館の駐車場照明灯のLED化が、本年度に国が新設した脱炭素化推進事業債の起債対象事業として認定されたことに伴う予算措置です。この歳入は、図書館管理運営費に充てられます。

議案第42号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

図書館の駐車場照明灯は、どの辺りに付いているのですか。

飯田館長 正面の入口に3箇所あるのですが、1つの柱に4つずつ付いております。そのうちの柱2本分、8つの照明について今回LED化となります。

木島教育長 分かりました。それでは、御質問等もないようですので、議案第42号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第42号は承認いたします。

続きまして、議案第43号「座間市立市民文化会館の指定管理者の指定について」、説明をお願いします。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 議案第43号について御説明いたします。

管理を行わせる施設の名称、及び所在地、並びに指定管理者、指定の期間につきましては記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経る必要があることから、市長に対し指定管理者の指定を申し出るため提案するものでございます。以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

指定の期間が令和6年4月1日から令和8年3月31日までということで、2年間となっています。通常、前回は5年間という指定の期間でしたが、今回2年間という指定の期間になっていることについて、何か補足できる説明はございますか。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 1点目は、今回大規模改修工事が行われる期間がありますので、事業を行う期間と

しては大変厳しい期間になっているということです。

また、財団の管理者として、今回市民文化会館の管理に関して不適切であると思われる、条例にそぐわない管理の仕方があったという点から、今後管理の様子を見て、適切に行われるということを見届けていきたい、というところがありましたので、まずは短期間とさせていただくという2点により、2年間になりました。

木島教育長 2年間を通して、管理の様子を見ていきたいということですね。そういうことでありますので、御理解をいただければと思います。

他はよろしいでしょうか。

他に御質問等もないようですので、議案第43号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第43号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。

ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(報告第10号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和5年9月13日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会8月定例会を閉じさせていただきます。